

3. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の内容

(1) 事業実施主体

サービス提供事業者 : 弊社
サービス利用者 : 弊社顧客

(2) 事業概要

サービス概要

「建設 PAD」は元請—下請間の書類のやり取りを行うクラウド上のプラットフォームであり、本サービス内で元請—下請間の受発注、請求書等のやり取りを行うことが可能です。受発注については電子署名を施すことによって、電子契約と同等の効力を付します。

事業の流れ

本サービスの利用者は「元請事業者」と「下請事業者」です。

- ① 「元請事業者」が本サービスにユーザ登録を行います。ユーザ登録は次の手順で行います
 - 1 担当者のメールアドレスを入力
 - 2 本サービスより1で入力したメールアドレスに対して本登録用の URL を記載したメールを送付。
 - 3 2のメールに記載の URL を持つページにて、代表者名、メールアドレス、パスワード、会社名、電話番号、住所を登録し、ユーザ登録が完了。

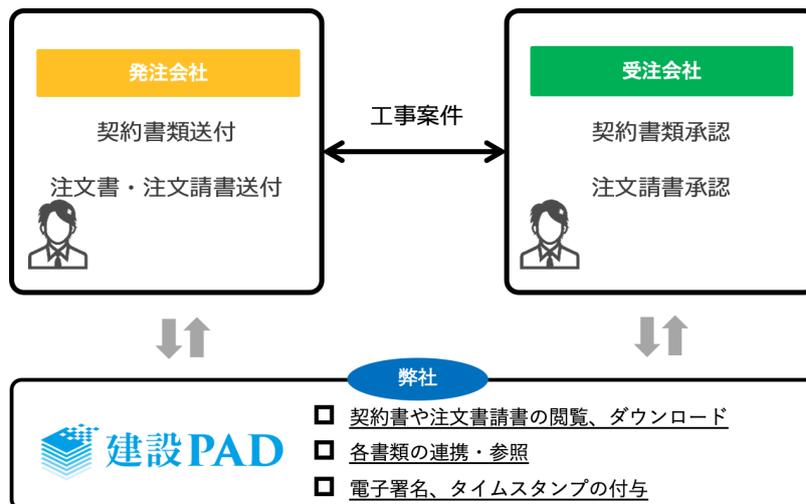
ユーザ登録が終わると、ログインが可能になります。ログイン手順は次の通りです。

- 1 登録したメールアドレス、パスワード入力してログインアイコンを押下。
- 2 ワンタイムパスワードの入力画面に遷移。ワンタイムパスワードは1の操作時のメールアドレスに対して1回限りのものを送付。
- 3 2で送付されたワンタイムパスワードを入力し、ログイン完了。

後述します通り、「下請事業者」もユーザ登録並びにログイン操作が必要となりますが、上に記載した内容と同じ操作を行います。

- ② 「元請事業者」が本サービスを通じて「下請事業者」に対してユーザ登録の依頼を行います。
- ③ ②の依頼を基に「下請事業者」がユーザ登録を行います。
- ④ 「元請事業者」、「下請事業者」の双方がユーザ登録を完了した状態で、「元請事業者」は本サービスにログインした状態で「下請事業者」に対して契約書・注文書のデータを作成します。作成後、プレビュー画面での確認を経て、「送信」アイコンを押下することで、「下請事業者」に対してメールで注文書が届いている旨の連絡が本サービスより行われます。
- ⑤ 「下請事業者」は本サービスにログインし、本サービス上で該当の契約書・注文書のページを開き、内容を確認し、内容について問題がなければ「承認」アイコンを押下します。
- ⑥ ⑤の操作と同時に、本サービス上にて該当の契約書・注文書の pdf に対して、「元請事業者」、「下請事業者」の2者を契約の当事者とする電子署名及びタイムスタンプが付され、電子契約が締結された状態となります（注文書については同じ内容の注文請書の pdf も本サービス内で自動作成し、その pdf に対しても電子署名・タイムスタンプを施します）。
- ⑦ 締結後の契約書・注文書は当サービス内で閲覧可能で、必要に応じてダウンロード、印刷をすることも可能です。

【契約書・注文書やり取り概略図】



4. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の実施時期

2021年12月中旬に事業者署名型電子署名機能提供開始予定

5. 解釈及び適用の有無の確認を求める規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定

【建設業法】

第19条

3 建設工事の請負契約の当事者は、前二項の規定による措置に代えて、政令で定めるところにより、当該契約の相手方の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該各項の規定による措置に準ずるものとして国土交通省令で定めるものを講ずることができる。この場合において、当該国土交通省令で定める措置を講じた者は、当該各項の規定による措置を講じたものとみなす。

【建設業法施行規則】

第13条の4

- 2 前項に掲げる措置は、次に掲げる技術的基準に適合するものでなければならない。
 - 1 当該契約の相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものであること。
 - 2 ファイルに記録された契約事項等について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること。
 - 3 当該契約の相手方が本人であることを確認することができる措置を講じていること。

6. 具体的な確認事項並びに規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈及び当該規定の適用の有無についての見解

本照会書3.(2)記載の弊社の受発注プラットフォーム「建設PAD」が、建設業法施行規則第13条の4第2項に規定する技術的基準の要件を満たしているか確認したい。

<当社の考え>

見読性の確保について

「元請事業者」と「下請事業者」が締結した契約書・注文書については、本サービス内で「元

請事業者」、「下請事業者」の双方が pdf 形式のものを閲覧可能で、必要に応じてダウンロード・印刷もすることができ、以上の点より建設業法施行規則第 13 条の 4 第 2 項第 1 号の要件を満たすと考えます。

原本性の確保について

下記 2 点より、建設業法施行規則第 13 条の 4 第 2 項第 2 号の要件を満たすと考えます。

- ① 弊社は公開鍵暗号方式による電子署名を使用しております。
 - ② 電子署名と同時にタイムスタンプも施しておりますので、保管されている電磁的記録が改ざんされていないことを証明することも可能です。
- 電子署名・タイムスタンプの確認方法を下図に示します。



本人性の確保について

下記 2 点より、建設業法施行規則第 13 条の 4 第 2 項第 3 号の要件を満たすと考えます。

- ① 「元請事業者」、「下請事業者」いずれもユーザ登録時に 2 段階認証を行っております。具体的には、初めに登録用のメールアドレスを入力後、そのメールアドレス宛に本登録用の URL を送付し、その URL から本登録を行いますので、当該メールアドレスの所有者でなければユーザ登録を進めることができない仕組みになっています。
- ② 「元請事業者」、「下請事業者」いずれもログイン時には 2 段階認証が必要です。契約書・注文書の作成・承認の際には本サービスのログインが必須となっておりますので、2 段階認証のログインを経ずに契約書・注文書の作成・承認ができず、したがって当該メールアドレスの所有者でなければ契約書・注文書の作成・承認ができない仕組みとなっております。2 段階認証の具体的な方法は、ユーザのメールアドレス・パスワード入力後に、本サービスより同メールアドレスに対してワンタイムパスワードのメール送付を行い、そのワンタイムパスワードの入力後にログインが完了します。